

(3) 償 還 対 策

農家負担金軽減支援対策事業	事業主体 団体	所管課班 農村振興課 指導班
---------------	---------	----------------

事業の内容

土地改良事業負担金の償還が困難な地区について、農林水産省農村振興局長が事業実施を採択した公募団体及び県が負担金の利子助成等を行い、農家負担軽減と計画的償還の推進を図る。

1 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手への農用地利用集積の増加が見込まれる地区について、当該地区に係る受益者負担金の5/6を無利子で融資する。

(1) 事業期間

平成19年度から（新規採択は令和11年度まで）

(2) 採択要件

平成6年4月1日以降に採択された土地改良事業（国営土地改良事業等については、それ以前に採択されたものであっても平成19年度以降に負担金の償還が開始されるものは対象）であって、目標年度までに担い手農地利用集積率が一定割合以上増加することが確実と見込まれる地区

(3) 対象負担金

- ①国営土地改良事業の受益者負担金
- ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ③国立研究開発法人森林研究・整備機構総合研究所事業の受益者負担金
- ④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- ⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 融資条件

融資限度額：受益者負担金の5/6

償還期限：25年以内（据置期間を含む）

据置期間：10年以内

償還方法：均等年賦償還

貸付利率：無利子

資金の使途：借入年度における対象事業の負担金の償還

(5) 経営所得安定対策等支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、経営所得安定対策等支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

2 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等が下記の災害復旧事業の適用を受けた場合、当該受益地に係る被災年度の負担金の償還利息相当額を土地改良区等に助成する。

(1) 事業期間

平成19年度から（新規採択は令和11年度まで）

(2) 採択要件

被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること

- ①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法第169号)
- ②土地改良法第88条
- ③海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- ④地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- ⑤独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- ⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

(3) 助成対象負担金

- ①国営土地改良事業の受益者負担金
- ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ③国立研究開発法人森林研究・整備機構総合研究所事業の受益者負担金
- ④土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- ⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 災害償還助成計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、災害償還助成計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

3 農地有効利用推進支援事業

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積が8割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って、それぞれ下記の額を助成する。

事業費助成型：受益者負担金の償還利子相当額の5/6

一括前払助成型：借入金の利子相当額

(1) 事業期間

平成30年度から

(2) 採択要件

下記の要件を満たしていること

①事業費助成型について、担い手への農地利用集積が目標年度（原則、対象事業完了予定年度の3年度までのいずれかの年度）において、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

i) 農地利用集積が80%未満の場合、80%以上が見込まれる

ii) 農地利用集積が80～100%の場合、シェアの増加が見込まれる

iii) 農地利用集積が100%の場合、維持が見込まれる

②一括前払助成型について、土地改良事業償還金等の債務がある農地（特別賦課金等の対象農地）について、10年間以上の賃貸借契約に伴う賃借料を一括前払で借り入れ、かつ、担い手への農地利用集積が目標年度（原則、対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度）において、次のとおり増加することが見込まれること。

i) 農地利用集積が80%未満の場合、80%以上が見込まれる

ii) 農地利用集積が80～100%の場合、シェアの増加が見込まれる

iii) 農地利用集積が100%の場合、維持が見込まれる

(3) 助成対象負担金

農地耕作条件改善事業の受益者負担金

(4) 農地利用推進計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、農地利用推進計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

(5) 助成額

①各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金の償還金に係る償還利息相当額の5/6

②農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額

4 地域生産基盤保全強化支援事業

国の補助を受けて実施された土地改良事業等（担い手育成農地集積事業の対象となる事業を除く。）の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、該地区に係る受益者負担金の償還利子相当額の5/6を助成する。

(1) 事業期間

令和7年度から

(2) 採択要件

下記の要件のいずれかを満たしていること

①目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること

i) 農地利用集積率が80%未満の場合、10%以上増加すること（※）

ii) 農地利用集積率が80%以上～90%未満の場合、5%以上増加すること

iii) 農地利用集積率が90%以上～95%未満の場合、95%以上とすること

iv) 農地利用集積率が95%以上～100%未満の場合、シェアを増加すること

v) 農地利用集積率が100%の場合、維持すること

※なお、目標集積率60%未満は採択されない。

※目標集積率80%以上、かつ、5%以上増加する場合は上記の限りではない。

※受益面積3,000ha以上の地区で目標年度における集積率50%以上、かつ、5%以上増加する場合は上記の限りではない。

②目標年度までに、高収益作物の生産額が概ね20%以上増加すること

③輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること

④先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること

(3) 助成対象負担金

①国営土地改良事業の受益者負担金

②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

③土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金

④その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

(4) 保全強化支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、保全強化支援計画を作成し、宮

城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

(5) 助成額

各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金の償還金に係る償還利息相当額の5/6

国営土地改良事業負担金 償還助成事業（県単）	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
---------------------------	--------	--------------------

趣 旨

国営土地改良事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行うもの。

助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。

国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合（75%、70%、65%、60%）となった（平成5年度からは、70%、2/3、1/2）ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることと、更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定・改正された。

更に平成12年度に事務手続きの明確化と県財政の危機的状況を回避するための後年度繰り延べ措置を明記するため、「国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱」の全面改正を行い、新たに「国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱」を制定している。

交付対象

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。

①県償還助成（対象：一般型、特別型）

国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と国営事業県負担金の償還金の一部が地方交付税算定対象となったため、交付額の一部を地元へ還元することを目的としたもの。

○国営基幹かんがい排水事業助成（平成2年度から令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
1 ダム		
(1)	貯水量 700(1,000)万m ³ 、受益面積5,000(7,000)ha以上	-
(2)	〃 未満	* 2.0
(3)	共同ダム（農業用）	4.5
(4)	〃 （その他）	6.4
(5)	一 般	10.4
2 頭首工		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	-
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3)	共同頭首工（農業用）	4.0
(4)	〃 （その他）	4.0
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3 排水機場、樋門		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	-
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4)	一 般	4.0
4 排 水 路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0

5 用水機場、樋門、導水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
6 用水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
7 水管理制御システム		
(1)	受益面積 100ha以上	4.0
(2)	受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の（ ）内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。
- ・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額（うち受益者負担のある基幹工種）の2.0%とする。

○国営かんがい排水事業助成（平成元年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
1 ダム		
(1)	貯水量 700(1,000)万m ³ 、受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	〃 未満	10.4
(3)	共同ダム（農業用）	10.4
(4)	〃（その他）	-
(5)	一般	10.4
2 頭首工		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	共同頭首工（農業用）	-
(4)	〃（その他）	-
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3 排水機場、樋門		
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4)	一般	4.0
4 排水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2)	一般	4.0
5 用水機場、樋門、導水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0
6 用水路		
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一般	4.0

- ・基幹工種欄の（ ）内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

○国営農地再編整備事業助成（令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
1	一 般 型	4.0
2	中山間地域型	4.0